第3節 所得税その2

次に分離課税など、個別に課税制度が決まっている項目の所得税の改正経緯 を説明する。ただし、利子や年金・退職所得、事業所得は、既に第2章で平成 12年度までの説明を完了した。また、土地譲渡所得については「第8節 土地 税制」で議論する。そのため、以下で扱うのは株式等譲渡益課税の問題と住宅 税制の二つである。

検討の手順は以下のとおりである。まず、1では「株式等譲渡益課税その 1 上と題し、有価証券取引税や取引所税の廃止議論も絡めた一連の証券税制改 正について論じる。次に2は「株式等譲渡益課税その2 | としてストックオプ ション税制やエンジェル税制の導入などの個別案件の改正を説明する。最後に 3で「住宅税制」の改正経緯を議論する。

1 株式等譲渡益課税その1

(1) 政策決定過程

第3章で扱う平成8年度税制改正以降の期間では、株式等譲渡益課税の在り 方が重要な論点となった。ただしその改正は、「証券税制の見直し」の下で、 有価証券取引への課税である「有価証券取引税」や先物・オプション取引への 課税である「取引所税」の縮減・廃止と一体的に行われた。そこで本節では、 本来は「第7節 間接税 (消費税以外) | で扱われるべきである有価証券取引税 や取引所税の改正と併せて、その政策決定過程を検討する。詳細は次の(2)以降 で論じるが、以下ではまず、その概略をまとめておく。

改正の概要を図3-3-1に時系列で示したが、平成以降、その流れは一貫して 有価証券取引税や取引所税の縮減・廃止と株式等譲渡益課税の強化を組み合わ せる改正であった。第2章で述べたように、当時の株式譲渡益課税制度は源泉 分離課税(売却代金の5%を利益とみなし、それに20%(国税のみ)で課税。すな わち売却代金の1%に課税)と申告分離課税(譲渡益を申告の上、地方税6%を含 む26%で課税)の選択方式であったが、その課税強化は専ら、源泉分離課税の

図 3-3-1 株式譲渡益課税等の沿革

	株 式 譲 渡 益 課 税	有価証券取引税
昭和28年度	・総合課税 → 原則非課税化 「回数多、売買株式数大、事業譲渡類似」 の場合は総合課税	・導入
平成元年度	(消費税導入)・原則非課税 → 課税化次のいずれか (単告分離課税)の方式を選択 (源泉分離課税(みなし利益方式)	・税率引下げ
平成8年度	・源泉分離課税税率引上げ(株式売却額の1%⇒1.05%)	・税率引下げ
→ 平成10年度	・平成10年度税制改正要網 「三1(3) 株式等譲渡益課税 (注) 有価証券取引税及び取引所税については、平 成11年度末までに金融システム改革の進展状況、 市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益 課税の適正化と併せて廃止する。」	・税率引下げ
平成11年度	・申告分離課税への一本化 — 一体として法改正 (源泉分離課税の廃止)	・廃止 「税収2,000億円 」 ピーク時 2 兆円弱
平成13年度 平成13年 6 月	-本化の2年間延期(平成13年4月⇒平成15年4月) ・1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の 創設 「注〕	(注)取引所税もあわせて廃止
平成13年11月	・申告分離課税への一本化前倒し(平成15年4月⇒平成 15年1月) ・申告分離課税の税率引下げ 「上場株式等 26%⇒20%(平成15年~) 1年超保有上場株式等 20%⇒10%(平成15年~平成 17年)〔注〕 ・上場株式等の譲渡損失の繰越控除制度の創設(平成15 年~) ・緊急投資優遇措置の創設 (購入額1,000万円までの譲渡益非課税措置)	
平成14年度	・特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算及 び申告不要の特例制度の創設	
平成14年11月 平成15年度	・特定口座制度の見直し等 ・上場株式等に係る優遇措置の見直し (上場株式等に係る税率の引下げ 20%⇒10% (平成15年~平成19年) 1年超保有上場株式等の暫定税率 (10%) の廃止 1年超保有上場株式等に係る100万円特別控除制度の廃止 ・源泉徴収口座 (源泉徴収を選択した特定口座) における源泉徴収方式の改善 (平成16年~)	

[〔]注〕平成15年度税制改正において制度が廃止された。

⁽出所) 薄井信明・元主税局長口述記録により作成。

税率引上げや廃止で行われる。源泉分離課税は申告に慣れない一般の株主への 配慮として導入されたが、利益が多く出た場合にこの課税方式を選択すれば、 売却額の1%で納税が完了してしまうため、当初から不公平との批判が強かっ た。

一方、当時、有価証券等の取引に対しては有価証券取引税や取引所税が課税されたが、株価が低迷を続ける中で、それに対する批判も根強かった。しかし大蔵省(主税局)は、株式譲渡益課税に上記で述べたような問題が残る中で、有価証券取引税だけ縮減すべきではなく、それは株式譲渡益課税の課税強化と一体的に進めるべきだ、との見解を持っていた。こうした経緯から、その後の証券税制改正の下で、これらが一体的に見直されていくことになった。

結局、一連の改正を通じて、有価証券取引税や取引所税の廃止と引き換えに、源泉分離課税も最終的に廃止され、申告分離課税に一本化される。しかし、その過程は「金融システム改革」(以下では、「金融ビッグバン」と表記することがある。)の実施や金融危機の勃発などに大きく影響を受け、更にいくつかの改正を踏まえる必要があったため、区切りを迎えるのは、本書の範囲を超える平成15年度税制改正となる。以下では、そのうちの平成12年度までの改正動向を、次の手順で説明する。まず(2)で平成8年度税制改正までの流れを検討し、続く(3)でその直後に実施された金融ビッグバンとそれを受けた政府税制調査会の金融課税小委員会における検討内容を述べる。最後に(4)でその後の改正の経緯を説明する。

(2) 平成8年度税制改正までの動き

既に述べたように、この時期の株式譲渡益課税改革に大きな影響を与えたものが有価証券取引税や取引所税の縮減・廃止論議であり、まず、この問題を説明する。有価証券取引税は、有価証券の売却額に一定比率で課税するが、もともと、譲渡益課税と縁が深く、昭和28年に有価証券の譲渡益課税がいったん廃止された際に、その取引を行う者の担税力等に配慮して設置された。表3-3-1(表2-7-10の再掲)に示したように、第1種(証券会社を譲渡者とする売買による譲渡)と第2種(第1種以外の譲渡)、更に有価証券の種類によっても税率が異なる。以下では、この表の中の「株式等」に注目すると、株式譲渡益が非課税だった昭和の時代は、株式市場の値上がりで増え続ける譲渡益への課税の一環

			税率			に占める の割合の							
区分			税	率			課	税 譲	渡 個	折 額		有価証券	
		第1種	É		第2種		第	1種	第	2種	国税収入	取引税	(B)/(A
	株式等	公社	杜債等	株式等	大等 公社債等		株式等	公社債等	株式等	公社債等	(2.4)	(B)	
昭和 年度	%		%	%		%	兆円	兆円	兆円	兆円	億円	億円	9/
56	0.18	国	債 0.01	0.55	国 債	0.03	18.6	133.9	39.9	115.6	304,551	3,089	1.0
		その	他 0.015	i	その他	0.045							
57	"		"	"	"		14.8	154.5	32.7	118.0	320,031	2,760	0.9
58	"		"	"	"		18.0	184.0	52.0	146.8	341,621	4,178	1.2
59	"		"	"	"		22.0	281.6	66.2	182.1	367,748	5,062	1.4
60	"		"	"	"		27.0	720.3	72.4	253.2	391,502	6,709	1.7
61	"		"	"	"		127.9	1,132.9	163.8	337.6	428,510	13,664	3.2
62	"	転社	等 0.09	"	転社等	0.26	87.5	1,733.1	227.4	443.6	478,068	17,700	3.7
		その	他 0.01		その他	0.03							
63	"		"	"	"		111.0	1,150.9	280.7	340.9	521,938	21,229	4.1
平成元	0.12	転社	等 0.06	0.30	転社等	0.16	104.2	930.3	293.6	264.6	571,361	12,331	2.2
		その	他 0.01		その他	0.03							
2	"		"	"	"		66.9	697.5	176.2	185.3	627,798	7,479	1.2
3	"		"	"	"		35.7	517.9	98.3	148.9	632,110	4,430	0.7
4	"		"	"	"		25.3	443.4	54.8	178.3	573,964	3,125	0.5
5	"		"	"	"		38.2	525.0	85.3	214.2	571,142	4,551	0.8
6	"		"	"	"		35.0	384.5	78.2	150.6	540,007	3,905	0.7
7	"		"	"	"		44.9	554.3	88.4	262.9	549,630	4,791	0.9
8	"		"	0.21	"		52.7	503.9	90.9	231.9	552,261	3,915	0.7
9	"		"	"	"		54.9	485.6	96.4	217.6	556,007	4,036	0.7
10(補正後)	0.06	転社	等 0.03	0.10	転社等	0.08					519,456	1,810	0.3
		その	他 0.005		その他	0.015							
11(当)	_		_	l _	_	-					491.015	0	_

表 3-3-1 有価証券取引税の国税収入に占める割合及び税率等の推移(再掲)

として、有価証券取引税の税率は引き上げられ続け、昭和63年の抜本的税制改革で株式譲渡益が原則課税となった際に引き下げられた。平成元年の税率は、第1種が0.12%、第2種が0.3%である。証券業界からは、上記に述べたような有価証券取引税導入の経緯を考えると、この抜本的税制改革の際、株式譲渡益の原則課税化と同時に有価証券取引税を廃止すべきとの声が上がったが、当時のその税収は2兆円を超えており、その廃止は税収のロスが大きく、税率の引下げにとどめられた。

その後、バブルが崩壊し株価が急落すると、有価証券取引税の廃止要望は強

⁽備考) 1 課税譲渡価額は、『国税庁統計年報書』による。ただし、平成9年度の計数は、速報値である。

² 平成3年度の国税収入は、湾岸追加支援策に係る財源措置を織り込んだ算額係数である。

³ 平成10年度の国税収入は補正予算後で、平成11年度の国税収入は当初予算である。

⁴ 有価証券取引税は平成11年3月31日をもって廃止。

⁽出所)『改正税法のすべて』(平成11年版) 416ページ。

まっていく。そして、その後何度か実施される経済対策の際にも、有価証券取引税の縮減・廃止はたびたび与党の検討課題に挙げられた(ただし、後述のように主税局や政府税制調査会がこれに反対したことが影響し、それは実現しなかった。)。1)これについて、後に平成9年(平成10年度改正)に改正が実施された際に主税局長を務めた薄井信明は次のように述べている。 2)

株価が低迷するたびに、あるいは経済動向に陰りが見られるたびに、「有取税」の負担軽減・廃止要望が強烈に出てきました。「有取税」の軽減が株価や経済に 実質的な影響を及ぼすとは思いませんでしたが、なぜかいつも出てくるのです。 政治家の立場としては、経済動向の象徴ともいえる株価を何とか元の水準に戻 したい、株式市場に影響を及ぼせそうな手としては有取税の負担軽減しか思い つかない、ということではなかったかと推測します。株式譲渡益が分離課税と はいえ原則課税になっていたことも、「有取税」に対する風当たりを強くしたの だと思います。

一方、先物やオプションなどの取引への課税である取引所税(先物の課税標準は売買約定金高、オプションの場合はオプション料)への反発も強かった。取引所税の改正経緯は第2章の「第7節 間接税(消費税以外)」で述べているが、以下で簡単に述べると、昭和の末期より株価指数や預金金利など新たな先物やオプション取引が日本で始まり、それを踏まえて取引所税は平成2年度改正で全面改定された(表3-3-2、表2-7-12の再掲)。しかし、既に日本の株価指数先物の取引を実施していたシンガポールなど、他国ではこうした税は実施されておらず、他国の市場と東京市場との競合が激しくなる中で、取引所税に対する金融業界の反発は極めて強かった。

こうした状況の下で平成6年ごろより、まず、有価証券取引税の縮減論が高まるが、その論拠として当時注目されたのが「東京市場の空洞化論」であった。このころ株価の低迷だけでなく、東京証券取引所における株式売買高が低迷していたが、³⁾ その原因の一つに、日本株の売買取引が東京市場で行われず、ロンドン市場などで行われるケースが急増している事実が伝えられた。東京市場の取引コストが高いことがその原因であり、コスト低減のためにはこれらの税の縮減が欠かせない、との主張がなされた。アメリカやドイツでは有価証券取引税のような課税は行われていないことも、その重要な論拠とされた(ただし、

	表 3-3-2 取引所祝法の改正による各種先物取引寺の週用祝率一覧表										
	D	₹	分	取引所	取引開始日	改正後	参考				
				- 1/21	773171711	課税標準 税 率					
	国債・地震		国債証券先物	東証	昭和60.10.19		改正前税率 万分の0.1				
	珀	債・社債	Tボンド先物	東 証	平成元 .12.1		"				
	現物先物	商 品 · 有 価 証 券	商品先物	16 の 取引所	戦 前	いわゆる、 売買約定金額 万分の0.1	改正前税率 万分の1				
	199	月 川 山 分	株式先物	大 証	昭和62.6.9		"				
先		通 貨	日本円・米ドル 通貨先物	金 先	平成元.6.30		課税延期 (2年間)				
先物取引	指数等	東証株価指数 先 物	東証	昭和63.9.3							
•		指 数 等	日経平均株価 先 物	大 証	昭和63.9.3						
	指数等先物	金融指標	日本円短期金 利 先 物	金 先	平成元.6.30	いわゆる、 取引約定金額 万分の0.1	軽減税率 = 0.01 (2年間)				
			米ドル短期 金 利 先 物	金先	平成元.6.30		課税延期(2年間)				
		商品指数									
			日経平均株価オプション	大 証	平成元.6.12						
_	ł	有価証券	東証株価指数オプション	東証	平成元 .10.20						
í	オプション取引	オプション	25 株価指数オプション	名 証	平成元 .10.17	いわゆる、万分の1					
Į	文文		日本国債先物オプション	東証	平成2.5.11	オプション料(カガの1)					
5	1	金融オプション									

表 3-3-2 取引所科注の改正による久種生物取引等の適田税率一覧表(再規)

商品オプ

実際にはイギリス(個人投資家のみ)やフランスで課税がなされるなど、有価証券 取引税が日本特有の制度だったわけではなく、また、アメリカでは譲渡益が総合課 税されていたことが、後に述べる「有価証券取引税の廃止は株式譲渡益課税の適正 化と一体的に証券税制全体で考えるべきだ」とする主税局の主張につながったと考 えられる。)。4) 当時、自社さ連立村山内閣の下で政権に復帰した自民党の内部 でも、こうした論調を受けて有価証券取引税を縮小・廃止すべき、との主張が

⁽備考) 改正後の取引所税法は平成2年10月1日から適用される。

⁽出所)『改正税法のすべて』(平成2年版)199ページ。

強まっていく。ただし、連立の首班を務める社会党は、金持ち優遇であるとしてその軽減には反対していた。

一方、主税局及び政府税制調査会は、有価証券取引税が「空洞化」などの弊害をもたらしている、との議論には与しなかった。すなわち、税率もそれほど高くない有価証券取引税が株価低迷や「空洞化」の元凶とは言えず、むしろ証券会社の株式の売買委託手数料が固定制の下で割高になっていることの影響の方が大きいとみていた。主税局においても、税制の点からは単に有価証券取引税だけでなく、株式等譲渡益課税の在り方を含めた証券税制全体の中で検討すべき問題である、との考えが強かった。株式譲渡益課税の中で特に問題とみていたのが、(譲渡益がいくらであっても)株式売却額の1%を納税すればよい、という源泉分離選択課税である。すなわち、源泉分離に対しては、利益が出たときにこの制度を選択すれば納税額の軽減が可能といった問題や、住民税が(申告分離の場合は課税されるにもかかわらず)課税されないという問題があり、有価証券取引税を軽減する場合にはこうした源泉分離課税の問題も併せて対処すべきだ、との主張を行っていた。例えば、政府税制調査会は「平成7年度の税制改正に関する答申」で次のように述べている。5)

昨今、我が国の金融・証券取引が海外に流出し、いわゆる金融・証券市場の 空洞化が進んでいるとされ、これを防止するために有価証券取引税をはじめと する税制面での対応が必要であるとの議論がある。また、有価証券取引税等は いわゆる流通税であり、低迷する株式市場等の活性化を図るためにも、廃止・ 縮減すべきではないかとの議論もある。

これらの論点について言えば、いわゆる金融・証券市場の空洞化として指摘されている諸現象は、税の問題のみに結び付けて考えることはできず、また、これらの税の廃止・縮減による株価や出来高等への影響については一概には言えないものと考える。

税制のあり方という面から見れば、有価証券取引税は、有価証券という資産の移転の背後にある担税力に着目して課税を行う一種の資産課税であると考えることができ、有価証券取引税のあり方については、上述のように国際化等が進展する中での我が国の税体系における資産課税のあり方についての議論も踏まえつつ、株式等譲渡益に対する課税のあり方の問題を含めて、証券税制全体の中で検討を深めていくことが適切である。

また、有価証券取引税の税収は、昭和63年度の2兆円に比べると大きく減ったとはいえ、約4000億円と決して少なくなく、財政状況が厳しい中で、政府としてはその単純な減税には応じられないといった事情も大きかった。

結局、この有価証券取引税の縮減問題は平成8年度税制改正で一つの進展をみせる。すなわち、第2種(証券業者等以外の者が譲渡者となる取引)が「株式等」を取引した場合の有価証券取引税の税率が0.3%から0.21%に引き下げられる一方で、株式等譲渡益の源泉分離選択課税におけるみなし利益率を5%から5.25%に引き上げる(すなわち、その実質的な税率を従来の株式売却額の1%から1.05%に引き上げる)改正がなされた。この改正がなされた背景の一つとして、これまで有価証券取引税の軽減に反対してきた社会党がその姿勢を転換させたことが大きかった、との報道がなされている。6)改正全体では若干の減税とされたことから証券界は歓迎の意向を示し、主税局としても源泉分離の課税強化がなされた点で、受け入れられる内容であった。

ただし、この改正は期限2年の特別措置として実施されたため、2年後の平成10年度税制改正でこの問題が新たな論点となることが想定された。証券界からすれば、改正がなされたのは第2種の「株式等」の取引にすぎず、第1種の取引に対する税率引下げや株以外の有価証券取引の税率が下げられなかったことに対する不満が残った形となった。

(3) 金融ビッグバンと金融課税小委員会での議論

このあと証券税制改革に大きな影響を及ぼしたのが、村山内閣の後を受けた 橋本内閣による「金融システム改革」の実施であった。そこでは5年間(すな わち平成9年から平成13年まで)を目途として、我が国の金融市場の抜本改革を 行うことが検討されたが、金融税制の在り方もその重要な要素の一つとなった。 その際、最も大きな論点となったのが、これまで述べてきた有価証券取引税や 取引所税、株式等譲渡益課税の見直し問題であるが、これ以外にもいくつかの 点が重要な論点として浮上した。これに対処するために政府税制調査会は「金 融課税小委員会」を設置して検討を行ったが、以下ではその概要について説明 する。

橋本内閣は平成8年10月の衆議院議員選挙を乗り切ると、21世紀に向けて我が国の経済構造改革が必要な六つの分野に関して改革に着手する「6大改革」

を宣言したが、「金融システム改革」はその一つに位置付けられた。平成8年11月11日に発表された総理指示(「我が国金融システムの改革~2001年東京市場の再生に向けて~」)⁷⁾ の序文では、21世紀の高齢化社会において我が国経済が活力を保つためには、1200兆円に及ぶ国民資産の有効活用や成長産業への円滑な資金融通の点で金融システムが一層重要となるとして、改革の必要性を強調している。改革の原則は「フリー・フェア・グローバル」、すなわち、我が国の金融市場を「市場原理が働く自由な市場に(Free)」、「透明で信頼できる市場に(Fair)」、そして「国際的で時代を先取りする市場に(Global)」の原則に基づいて改革することとされ、将来的に東京市場をニューヨークやロンドンと並ぶ国際市場に育てることを目標とした。端的に言えば、これまでの我が国の金融システムは規制などによる縛りが強く、それを大胆に自由化することでその活性化を図ることがその目的であった。

具体的な検討は、大蔵大臣が五つの審議会(証券取引・企業会計・金融制度・保険・外国為替等)に対し、各分野に関して平成13年までに改革が完了するプランを早急にまとめるよう要請を行うことで開始された。五つの審議会は翌平成9年6月にかけて相次いで報告書を発表、これを受けて大蔵省は平成9年6月に「金融システム改革のプラン~改革の早期実現に向けて~」で、改革の具体的事項とそのスケジュールを整理している。その要約を表3-3-3⁸⁾ にまとめたが、規制の撤廃や新規商品の解禁など、できるものから順番に進めることが意図されている。

一方、金融関係税制については先の「総理指示」の段階で具体的な要請はなかったが、その「注」で抜本的な金融市場改革に合わせる形で検討を開始すべきことが明記された。特に証券税制の在り方が論点の一つとなっており、平成9年6月に発表された証券取引審議会・総合部会最終報告(要約)は税制について次のような踏み込んだ記述を行っている。⁹⁾

証券取引審議会としては、市場の効率化と市場の国際的競争力の観点からは、 有価証券取引税及び取引所税について撤廃の方向での検討を要請する。また、 今後、デリバティブなど様々な商品が生まれてくることも踏まえれば、金融商品、 金融取引に対する課税の中立性、リスクキャピタル供給の重要性等の観点から、 利子、配当、キャピタルゲインなど金融商品から生ずる所得に対する課税のあ

表 3-3-3 金融システム改革の具体的事項とスケジュール

表 3-3-3 金融ンステム改革の具体的事項とスケンュール										
事 項				平成 12年		備考				
1 投資家・資金調達者の選択肢の拡大 ・投資信託の商品多様化 ・「証券総合口座」導入 ・証券デリバティブの全面解禁 ・ABS(資産担保証券)など債権等の流動化 ・外国為替法改正						但し、個別株式オプション は平成9年7月開始。 平成10年4月1日施行。				
2 仲介者サービスの質の向上及び競争の促進 ・証券会社の業務多様化 ・持株会社制度の活用 ・株式売買委託手数料の自由化						平成10年3月11日施行。 平成11年末には完全自由化。 その前段階として、平成10 年4月に自由化部分を現 行の売買代金10億円超か ら5000万円超まで引下げ。				
・証券会社の免許制から原 則登録制への移行・証券子会社、信託銀行子 会社の業務範囲・保険会社と金融他業態と の間の参入						平成11年度下期中に制限 を撤廃。 平成13年3月までに実現。				
3 利用しやすい市場の整備・取引所集中義務の撤廃・店頭登録市場における流通面の改善・未上場・未登録株式市場の整備						平成9年7月に借株制度 を導入済等。				
4 信頼できる公正・透明な取 引の枠組み・ルールの整備 ・連結財務諸表制度の見直し ・証券取引法の公正取引 ルールの整備・拡充等 ・投資者保護基金及び保険 契約者保護機構の創設				>		罰則強化については、平成9年12月30日施行。				

(出所) 金融庁ホームページにより作成。

り方についても検討すべきである。

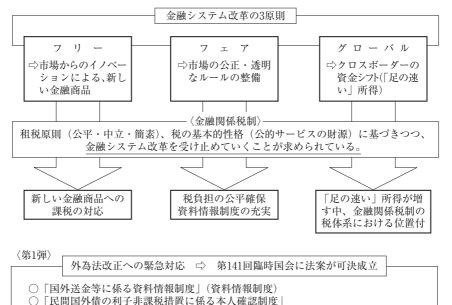
こうした動きを受けて、政府税制調査会でも金融関係税制の在り方に関する検討が開始された。具体的には「金融課税小委員会」(本間正明小委員長)が平成9年5月に設置され、15回の審議を経て同年12月に「金融課税小委員会中間報告」をまとめている。この報告書は、既に先行していた金融システム改革の内容を前提に、今後の金融関係税制の在り方を検討する形をとっており、そこで株式等譲渡益課税や有価証券取引税などの個別案件の検討を行っている。その概要は図1-11-1で示したが、図3-3-2として再度掲げる。以下ではこれに沿ってその概要を説明する。

報告書はまず、「フリー・フェア・グローバル」をスローガンとする金融システム改革が税制に及ぼす影響として、クロスボーダーの資金シフトの激化や新しい金融商品の誕生を挙げた。そして税制の課題として、そうした新たな変化に対する税体系や課税方法の構築を掲げている。特に、(金融改革による)足の速い所得や金融新商品の登場は脱税や節税の温床となる可能性があり、税負担の公平性を確保する視点からも、法整備の重要性が高まると結論付けている。

報告書では最初にこうした一般的な帰結を述べた後、個別の税制の在り方を検討している。それは図に示したように第1弾、第2弾、今後の課題の3段階となっており、以下で順番に説明する。

まず第1弾は「改正外為法実施のための対応」であり、これについては緊急を要し、報告書の公表段階で既に対応が行われていた。今回の金融ビッグバンでは「改革のフロントランナー」として、平成10年4月より海外への送金や資本取引、外貨建取引などを自由化させることが決まったが、こうした海外への資金持出しの自由化が、脱税に利用される可能性があった。そこでこれを防ぐための新たな制度(取引の際の本人確認の義務付けや取引に関する告知制度)が創設された。例えば、図中の「国外送金等に係る資料情報制度」は、一定金額を超える海外への送金や資本取引を行う際、取引を実施する金融機関に所定の告知書の提出を義務付ける制度である。これに関して、国民に新たな義務を課す制度でありながら、その国会論議が予想外にスムーズだったことを受けて、当時の主税局長である薄井信明は「国民の意識が大きく変わっていることを痛感した」と述べている。10)

図 3-3-2 「金融課税小委員会中間報告」のあらまし(再掲)



〈第2弾〉

証券市場の構造改革への対応 ⇒ 10年度税制改正で検討

- 有価証券取引税、取引所税
 - ・政策的な廃止論、廃止への反対論、税負担の軽減論を併記。また、廃止論、軽減 論のいずれの立場からも、株式等譲渡益課税の適正化を踏まえる必要性を指摘す る意見あり。
- 株式等譲渡益課税の適正化
 - ・源泉分離選択課税を廃止し申告分離課税に一本化することが適正化の方向。ただ し、当面の証券市場の状況等に配慮が必要。
- ストックオプション、金融持株会社、SPC、会社型投資信託への適切な対応
- その他(生損保控除等)

〈今後の課題〉

- 納税者番号制度 カードの普及に伴う番号利用の一般化、基礎年金番号や住民票コード等全国一連 番号の整備の進展、グローバルな資金移動に対する資料情報制度充実の要請等の新 しい局面を踏まえ、より具体的かつ積極的に検討すべき時期に来ている。
- その他
- (出所) 税制調査会金融課税小委員会「金融システム改革と金融関係税制―金融課税小委員会 中間報告―|(平成9年12月) 48ページ。

614 第3章 平成8年度から平成12年度の税制

次に、第2弾は平成10年度の税制改正で検討すべきとされた案件であり、ここに、これまでの証券税制改革で焦点となった有価証券取引税や取引所税、株式等譲渡益課税の問題が含まれた。ただし、報告書はこれまでの政府税制調査法の考え方をほぼ踏襲し、有価証券取引税や取引所税の縮減・廃止を行う場合は、株式等譲渡益課税について源泉分離課税制度の廃止による申告分離への一本化などを併せて行うべき、との考えを強くにじませている。ただし、有価証券取引税や取引所税などの取引課税は、足の速い所得の捕捉が困難となる中で、比較的執行が容易であるなどの利点もあり、実際にそうした改正をすべきかどうかの判断を留保している(賛成・反対の両論を併記している。)。

これ以外に「至急の対応が必要」とされた第2弾にはストックオプションの一般化(「特定新規事業実施円滑化臨時措置法」(平成元年法律第59号)(以下では、「新規事業法」と表記することがある。)等の認定会社にのみ平成8年度より認められていたが、「商法」改正で一般的に認められるようになった。これについては次の2で述べる。)や金融持株会社の解禁、特定目的会社(SPC)制度の創設など、新たな制度の導入に対応するための税制の検討が含まれた。¹¹⁾ これらはいずれも、報告書を受ける形で平成10年度に税制改正がなされている。

最後に、「今後の課題」に分類された案件としては、グローバルな資金移動に税務上対応するための納税者番号制度の検討が挙げられた(納税者番号制度については別途、第10節で検討する。)。¹²⁾

(4) その後の改正の概要

このように主税局や政府税制調査会は一貫して、有価証券取引税の縮減・廃止を行う場合は、株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化を行うべきだ、との見方をとっており、実際に後の改正はその方向で進むこととなる。すなわち、有価証券取引税と取引所税は平成11年3月末に廃止、株式等譲渡益課税の申告分離への一本化は少し遅れて平成15年1月より実施されるが、そこへ至る過程はそれほど平坦なものではなかった。以下では、本書が扱う範囲である平成12年度までの動きを中心に、その改正経緯をまとめておく。

先の「金融課税小委員会中間報告」が公表されたのは平成9年12月、正に平成10年度税制改正論議が熱を帯びる時期であり、注目が集まったのはやはり、有価証券取引税・取引所税と株式等譲渡益課税の問題であった。その理由は次

の2点である。第一に、先に述べたように、平成8年度改正では、期限2年で 有価証券取引税の軽減と源泉分離課税の税率引上げによる株式等譲渡益課税の 強化がなされたが、その特別措置が平成9年度末で期限切れを迎えるため、そ の扱いを決める必要があったことである。

しかし、より重要な第二の理由は、日本の金融システムが混乱状態に陥った ことであった。平成9年の11月には山一證券や北海道拓殖銀行などの大手金融 機関が相次いで倒産するなど、我が国の経済は極めて厳しい状態に突入しつつ あり、「第2節 所得税その1 | で述べたように、橋本内閣は2兆円の所得税・ 住民税の特別減税を急きょ実施するなどの対応に追われた。こうした事態は証 券税制改革の議論にもすぐに波及し、株式等譲渡益課税の増税(適正化)は 早々と見送られ、有価証券取引税や取引所税の廃止要求だけが強まっていく。 ただし、当時は「財政構造改革法」が可決されたばかりで財政再建が極めて重 視された時期であり、単純にこれらの税だけを廃止することに対しては政府内 にも強い異論が存在した。結局、平成10年度改正では、有価証券取引税と取引 所税の税率が半分に下げられることになった。

ただし、これらの税の廃止を要求する声は証券・金融業界や自民党の一部議 員を中心に極めて強く、平成9年12月16日に自民党が発表した平成10年度税制 改正大綱には「有価証券取引税及び取引所税については、平成11年末までに、 金融システム改革の進展状況、市場の動向等を勘案して見直し、株式等譲渡益 課税の適正化とあわせて廃止する|ことが明記された。大蔵省の要求で「株式 譲渡益課税の適正化と併せて」という条件をつけた形となったとされるが、「3) こうした「廃止」の決定に関して薄井信明は「譲渡益課税の適正化」は無視さ れると考え、強い敗北感を感じたという。14)

こうして、「株式等譲渡益課税の適正化とあわせて」という条件つきでの有 価証券取引税・取引所税廃止となったため、「廃止の条件」を巡って、この問 題は翌平成11年度改正で再び重要な論点となった。この問題を巡る証券界と大 蔵省(主税局)の対立は依然解けなかったが、その様子は以下のように報道さ れている。15)

市場関係者に援軍がないわけではない。自民党と自由党の政策協議で、自由 党が「有取税は99年〔平成11年〕1月1日から廃止」と繰り上げ実施を主張した。

616 第3章 平成8年度から平成12年度の税制

しかし大蔵省は、「どうしても有取税を廃止するなら、源泉分離課税と申告分離 課税の選択制になっている株式譲渡益課税を申告課税に一本化する課税強化が 前提のはず」と言う。

証券界も虫のいい発言が目立つ。政府税制調査会では岩瀬正新日本証券会長が「銀行利子などが源泉課税のまま、株式譲渡益だけ申告課税にすると投資家の市場離れを加速する」と強調、有取税問題と切り離して議論するよう訴えた。しかし他の税調委員からは「株式委託手数料の完全自由化の方が先ではないか」と証券界の姿勢に批判的な意見が続出した。

結局、景気や株価の低迷への配慮を示すため、政府・与党は有価証券取引税・取引所税について当初の「平成11年末までに廃止」の予定を早め、平成11年4月より廃止とする一方、株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化を2年後の平成13年度より実施することを、平成11年度改正で決定した。すなわち、有価証券取引税・取引所税の廃止と申告分離課税への一本化が、一体的な証券税制改革の中で行われることになった。

この結果、問題はいったん決着するが、株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化は実際には平成13年度からは実施されず、一度延期された上で、平成15年1月から実施される。平成13年度に延期された理由は、低迷する景気に配慮したことに加え、申告分離課税の税率は26%(所得税の20%に加えて住民税の6%が課税される)であり、利子に対する税率(住民税と合わせて20%)よりも高いことへの反発や、個人投資家が納税事務に慣れていない段階で申告分離課税に一本化することに対する批判が多く出たためとされる。そのため、申告分離課税の税率引下げ(住民税を含んだ税率で26%から20%に引き下げる)や、個人投資家の納税事務軽減のための特定口座制度の創設などの対応がとられた後、平成15年より申告分離課税への一本化がなされることとなった(ただし、平成15年には日経平均株価が8000円を割り込むほど低迷しており、その対応として税率を10%に引き下げる特例が同時に実施された。)。

[注]

- 1) 例えば、『日本経済新聞』の平成5年3月27日朝刊、平成6年1月7日夕刊などに、 有価証券取引税の引下げや撤廃に関する与党首脳の発言などが大きく報じられている。
- 2) 薄井信明・元主税局長口述記録。

- 3) 平成元年に2兆ドルを大きく超えていた東京市場の株式売買高は、平成5年には 7000億ドル台にまで縮小した(橘木俊韶・山本容子・笠松宏充「東京金融市場活性化 の道 | 『フィナンシャル・レビュー』 平成8年1月号)。
- 4) 当時の各国の税制概要については、『改正税法のすべて』(平成10年版) 550ページに 一覧表が示されている。
- 5) 税制調査会「平成7年度の税制改正に関する答申」(平成6年12月)14-15ページ。
- 6) 『日本金融新聞』平成7年12月15日。
- 7) 金融庁ホームページ http://www.fsa.go.jp/p mof/big-bang/bb7.htm
- 8) 金融庁ホームページ http://www.fsa.go.jp/p mof/big-bang/bb30.htm
- 9) 『証券取引審議会・総合部会最終報告 (要約)』 http://www.fsa.go.jp/p_mof/singikai/shoken/tosin/1a505f10.htm
- 10) 薄井信明·元主税局長口述記録。
- 11) 「銀行持株会社」の解禁に対応するための税制改正(「三角合併方式」による銀行持 株会社の設立の際に発生する譲渡所得課税の繰延べ)や、不動産流動化を目的とした 「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」に対応するための税制改正が平 成10年度改正で実施された。後者は、特定目的会社(SPC)が分配する配当について 損金算入を認めるというものである。
- 12) なお、「金融課税小委員会中間報告 | では触れられなかったが、金融商品に対する課 税の点からは、平成11年度税制改正において国債の利子に対する非居住者等非課税制 度が創設された。国債の大量発行に対応し、海外投資家による国債への投資を促すた めに創設された制度であり、一定の条件の下で振替国債の利子を非課税とする措置な どがとられた。
- 『日本経済新聞』平成9年12月20日朝刊。
- 14) 薄井信明·元主税局長口述記録。
- 15) 『日本経済新聞』平成10年12月5日朝刊。
- 2 株式等譲渡益課税その2 (ストックオプション税制、エンジェル 税制など)

上記で述べたように、株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化に係る証 券税制改革が重要な論点となったが、この時期にはほかにも、個別の政策の観 点から株式等譲渡益課税に関する重要な改正が実施された。具体的には(1)ス トックオプション制度の創設・拡充に係る税制対応、(2)エンジェル税制の創 設・拡充であり、次にこれらについて順番に説明する。

(1) ストックオプション税制の創設・拡充

ストックオプションとは、役員や従業員があらかじめ決められた価格で自社株を購入できる権利のことである。その考え方を簡単に述べると、「図3-3-3のようになる(ここではストックオプションの制度を説明し、それに係る税の問題は後で述べる。)。あるベンチャー企業が株式を公開する前の段階で、役員や従業員に対し給与の一部として、新株発行請求権(ストックオプション)を1株100円で付与し、その後企業は株式を店頭で公開、その後も株価は上昇を続けたとする。ストックオプションを付与された従業員は株価1700円のときにその権利を行使し、株式を1株100円で企業から購入すれば、キャピタルゲイン(ただし未実現)が発生する。その後、株価が2000円のときに株を市場で売却すれば、最終的に1株1900円の利益が確定する(なお、株価が100円を下回り続けた場合は、権利は行使されないこととなる。)。

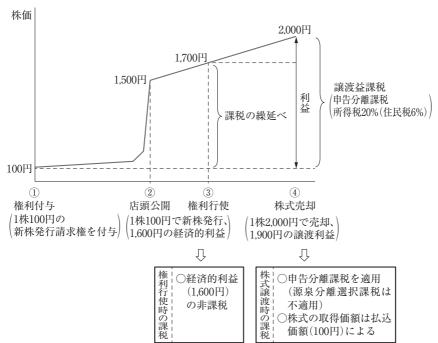


図 3-3-3 ストックオプション制度に係る課税の特例の概要

(出所)『改正税法のすべて』(平成8年版)84ページ。

このようにストックオプションを付与された役員や従業員は株価が上がるほ ど報酬が増えることになり、その点で、ストックオプションは株式を使った成 功報酬と言える。この制度はアメリカでベンチャー企業が優秀な人材を獲得す るために活用し、普及したという。²⁾ 経営基盤の弱いベンチャー企業の場合、 現状では高い給料を支払えないが、代わりにストックオプションを付与すれば、 将来、会社が成長し株式を公開した段階で、多額のキャピタルゲインが発生す る。役員や従業員のやる気を引き出す手段として有効とされ、大企業にも次第 に広まっていった。

一方、日本では「商法」で規制がかけられていたため、こうした制度の活用 は事実上認められなかった。アメリカでストックオプションを活用した一部の 企業経営者による高額報酬問題が報じられ、日本でも先のリクルート事件で公 開前株式が政治家などに分配され不正に使われた経緯などからも、こうした制 度の導入に慎重な見方があった。しかし一方で、経済界などを中心に待望論は 強く、特に、日本でベンチャー企業が育ちにくいとされる中で、ベンチャーを 活性化させて低迷する景気を浮揚させるという観点から、通産省などが制度導 入を強く求めていた。

結局、平成7年11月に、「新規事業法」3)が改正され、新規性などが認定さ れた一部のベンチャー企業に限定して、ストックオプション制度が解禁される。 平成7年は、7月に第二店頭株市場(店頭登録特則銘柄制度)が創設され、ほ かにもベンチャー企業への各省庁の資金調達や技術支援の体制が更に強化され るなどの施策が注目を集めた年であったが、4 ストックオプションの解禁もそ の政策の一環として実施された。

こうした新しい制度の導入に対応して、平成8年度税制改正でその税制の在 り方が検討された。議論の焦点となったのは、所得税の課税タイミングをいつ とするかである。再度、先の図3-3-3で説明すると、所得課税の原則から言えば、 本来はストックオプションが行使された段階(1700円の株式を100円で購入した 段階)で課税が行われるべき(包括的所得税の下では、実現・未実現を問わず発生 した所得に対して課税すべき)である。しかし、こうした未実現の株式譲渡益課 税に対しては、通産省が次のような主張を基に強く反発した。5)

まだ実現益を手にしていない株式取得時に、含み益を給与所得とみなされて

620 第3章 平成8年度から平成12年度の税制

所得税が半分以上〔当時の所得税・住民税の最高税率65%を反映した表現である。〕かかる。ストックオプションを与えられても、税として納める現預金が足りないとその株式をすぐに売却、現金化して納税する羽目になる。業績を上げて株価が高くなれば、報酬が増え、社員の勤労意欲が高まるというストックオプションの趣旨が生かされない。

結局、この主張が通り、一定の要件の下でストックオプションが行使された 段階では所得税は課税されず、株式が売却される段階(先の図で言えば、2000 円で株式が売却される段階)まで課税を繰り延べる特例措置を講じることになっ た。また、実現したキャピタルゲインに対しては総合課税ではなく、20%の所 得税と6%の住民税による申告分離課税が適用されることになった。当時、株 式譲渡益への所得課税として源泉分離課税も選択できたが、ストックオプショ ンにはこれは適用されないこととなった。

このように、ストックオプションは当初、「新規事業法」で認定されたごく一部のベンチャー企業に限定して実施された。しかしその後、ワラント債を活用した「擬似ストックオプション」(ストックオプションではないが、機能的には極めて類似したもの)がソニーで実施されるなど、大企業でも類似の報酬制度が実施されるにつれて、大企業も含めて制度の適用を広く解禁すべきだ、との声が高まっていった。そして、先に述べた「日本版金融ビッグバン」による規制緩和の高まりの中で、平成9年5月に「商法」改正がなされ、一般企業への制度の適用が解禁される。これに対応して税制面でも、先に述べたベンチャー企業への課税の特例と同様の措置(ストックオプション権利行使時の課税繰延べと、株式譲渡益実現時の申告分離課税)を適用することが、平成10年度改正で決定された。なお、このときに、年間の権利行使限度額が500万円から1000万円に引き上げられた。

こうして制度改正は決着するが、その後、ストックオプション税制に関して一つ問題が発生するため、最後にそれについて触れておきたい。問題の発端は、ストックオプションが全面解禁される前の時期(平成10年以前)に生じた。先に述べたように、この段階では「新規事業法」で認定された一部の企業だけにストックオプションが認められ、課税上の特例措置(課税の繰延べや26%(地方税含む)の申告分離課税)が適用されたが、一方で外国の親会社から日本にあ

る子会社の社員に対するストックオプションの付与は実施されていた。それに 対して課税特例は適用されず、所得税はストックオプションの権利行使がなさ れた段階(先の図では、時価1700円の株式を100円で購入した段階)で総合課税さ れたが、問題はその際の所得分類をどうするかであった。当初、国税当局はそ れを「一時所得」として申告するよう指導したとされるが、平成10年にこれを 「給与所得」に変更し、統一した。一時所得は課税所得計算の際に所得が半分 とされるため、これを給与所得に改めることで税額が大きく増えるが、国税は これに関して、平成10年から3年間さかのぼって追徴課税を実施したため、納 税者の反発が強まった。その結果、この問題を巡って全国で100件近い税務訴 訟が引き起こされることとなった。

当時の納税者側・国税当局側の主張をまとめると以下のようになる。⁶⁾

一連の訴訟で納税者側は、株価動向という偶発的要素、いつ権利を行使する かについての本人の判断を強調し、「労務の対価ではなく一時所得に当たる」と 主張。一方の国税側は、その会社で働いているからこそストックオプションを 与えられたことを強調、「労務の対価として給与所得に当たる」と反論してきた。

裁判では当初、地裁で納税者側が勝利したが、その後、国税側が勝利する判 決が出るなど、判断が割れたため、この問題の決着は長引くことになる。最終 的には平成17年1月25日に最高裁で国税側の主張が認められ、これによって 「給与所得」と扱われることでようやく問題は決着した。

(2) 「特定中小会社の株式譲渡損益に対する課税特例」(エンジェル税制) の創設・拡充

次に、エンジェル税制の創設(平成9年度改正)と拡充(平成12年度改正)に ついて説明する。この制度も、ベンチャー企業、特に設立間もない企業を支援 することを目的に創設された。先のストックオプションがベンチャー企業の人 材獲得を容易にする点に注目したのに対し、エンジェル税制の政策目的は、そ の資金調達を税制面で支援することにあった。

創業期のベンチャー企業は倒産のリスクが高く、銀行の融資も受けにくいが、 日本では更に家計の金融資産が銀行預金に偏っており、個人投資家によるベン

チャーへの資金供給が極めて少なく、その資金調達を一層困難にしているとの指摘が出ていた。アメリカでは「エンジェル」と呼ばれる個人投資家がベンチャーの最大の資金供給源であり、更に政府もそうしたベンチャー投資で得た株式売却益に対する所得税を軽減する支援を行っていた。経済が上向かない中で、ベンチャーの重要性は広く認識され始めており、日本でもアメリカのような税制を導入し、その企業活動を支援すべきだ、との主張が通産省などで高まっていた。7)そして、平成9年秋の総選挙で、自民党が「創業期ベンチャー事業に対する投資促進税制の導入」を公約の一つに掲げ、これを機に制度導入の機運が一気に高まった。8)

平成9年度税制改正で導入された制度の概要は次のとおりである。当時の「所得税法」では、株式譲渡損失についてほかの株式譲渡益との相殺が可能であったが、損失がそれを超える場合、給与などのほかの所得との相殺はもちろんのこと、損失の次年度以降への繰越しも一切認められなかった。しかし、先に述べたように、創設間もないベンチャーへの投資はリスクが高く、そのリスクを取り除くことが投資促進につながるとされた。その観点から、創業5年以内で事業活動に外部からの資本提供が必要と通産大臣に認定されたベンチャー企業⁹⁾ に投資した個人投資家(ただし、ベンチャー企業の同族関係者などは除く。)に対し、次のような優遇措置を与えることになった。すなわち、ベンチャー企業に株式投資を行った後、その企業が上場される前に発生した譲渡損失(破綻の場合も譲渡損失に含めてよい。)については、株式譲渡所得の中でその3年間の繰越しを認めるというものである。その目的は、ベンチャー投資のリスク軽減による投資促進にあった。

しかし、その後、エンジェル税制の利用者は制度創設後2年間で約70人にとどまり、10) 大きく増えなかった。制度の適用企業が、通産省が認定した一部の企業にとどまることや、譲渡損失の相殺が給与所得などとできないことに対し、使いにくいとの批判が出ていた。そして、平成9年秋に勃発した金融危機以降の不況からの脱却を目指した平成11年秋の臨時国会で、小渕内閣は中小企業やベンチャーの支援策を重要施策の中心に掲げ(この経緯は「第4節 法人税その1」で述べている。)、その一つとして、エンジェル税制の拡充が議論されることとなった。

この結果、平成12年度改正で、次のような制度拡充が実施された。すなわち、

エンジェル税制の対象企業の拡充 (例えば、創業5年以内の企業から創業10年以 内の企業に拡げられた。)とともに、(株式譲渡損だけでなく)株式譲渡益にも優 遇措置を適用することになった。譲渡益への優遇措置としては、本来の税額を 2分の1に軽減することとし、更に従来から認められていた公開株式に係る譲 渡所得税の特例の重複適用も認める(この場合は、税額が本来の額の4分の1と なる。) こととなった。なお、経済界から出ていた「株式譲渡損失の相殺を給 与所得などからも認めるべきだ」との主張については、累進所得税率構造の下 で富裕階層の租税回避を誘発する可能性があるとされ、見送られた。

[注]

- 1) 制度に関するより詳細な説明は『改正税法のすべて』(平成8年版)などを参照のこ ہے ،
- 2) 『日経産業新聞』平成9年5月5日。
- 3) 「新規事業法 | は、例えば、「新規事業法 | の認定企業が借入れや社債発行を行った 場合、特別認可法人の産業基盤整備基金が元本の70%までを債務保証する制度などを 定めていた(『日経産業新聞』平成7年6月29日)。
- 4) 当時の状況は『日本経済新聞』平成7年9月18日朝刊などで報道されている。
- 5) 『日経産業新聞』平成7年11月20日。
- 6) 『日本経済新聞』平成17年1月26日朝刊。
- 7) 『日本経済新聞』平成8年7月5日朝刊。
- 8) 『日本経済新聞』平成8年12月17日夕刊。
- 9) より具体的な定義は「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」(平成 7年法律第47号)(以下では、「中小創浩法」と表記することがある。)に規定されてい る。それも含めて、エンジェル税制のより詳しい内容は、『改正税法のすべて』(平成 9年版)などを参照のこと。
- 10) 『日本経済新聞』平成11年11月19日朝刊。

3 住宅税制(住宅取得促進税制と住宅ローン控除制度)

第2章で述べたように、住宅取得促進税制は住宅市場活性化の政策税制とし て活用される一方、その更なる拡張に対しては、減税規模が既にかなり大きい ことや富裕者優遇につながることから、批判も強かった。二つの立場の綱引き は平成8年度以降も続き、拡張と縮減が交互に行われたが、平成11年度改正で 一定の決着がつけられる。すなわち、金融機関の破綻が相次ぐ厳しい経済状況

624 第3章 平成8年度から平成12年度の税制

において、記録的と言われるほど停滞した住宅市場の活性化が優先課題となり、住宅取得促進税制は「住宅ローン控除制度」という新たな制度として大規模に拡充された。以下では、その政策決定過程を次の手順で検討する。まず、(1)で平成9年度の税制改正について論じ、(2)で平成11年度の税制改正を検討する。(3)で平成12年度及び平成13年度の税制改正を議論する。

(1) 平成9年度の税制改正について

住宅取得促進税制の改正は平成9年度税制改正で重要な論点となったが、まず、その経緯を説明する。その背景にあった大きな要因は、この年(平成9年)の4月からの消費税率引上げ(3%から5%)であった。平均的とされる3000万円の住宅を購入した場合、その負担が60万円増えるが、こうした負担増が住宅投資を冷やすことが懸念され、建設省は早い段階からその対応として住宅取得促進税制の拡充に目をつけていた。表3-3-4に示した当時の税制によると、住宅ローン残高が3000万円以上の場合、居住開始以降6年間で総額160万円の減税が受けられたが、建設省はこれを8~10年間に延長した上で、減税の総額を200万円以上に拡張するという制度改正案を検討していたという。10

表 3-3-4 住宅取得促進税制の概要(平成7年)

項目	
控除方式	税額控除
控除対象借入金等の額	住宅取得及び一定の増改築等のための借入金等の年末残高
控除額	(年末の住宅ローン等の残高)
	6年の控除期間のうち当初の2年間
	・1000万円以下の部分×1.5%
	・1000万円超 2000万円以下の部分×1.0%
	・2000万円超 3000万円以下の部分×0.5%
	*最大控除額は30万円
	6年の控除期間のうち残りの4年間
	・2000万円以下の部分×1%
	・2000万円超 3000万円以下の部分×0.5%
	*最大控除額は25万円
控除期間	6年
床面積要件	50m ² ~240m ²
所得要件	2000万円以下(平成7年1月1日以前に居住の用に供した者
	の場合には3000万円以下)

(出所) 『図説 日本の税制 (平成7年版)』 (平成7年、財経詳報社) 87ページ。

しかし、こうした主張に対し、大蔵省や政府税制調査会はむしろ制度の縮減 を主張した。2) その理由として、この制度の下での1年間の最大減税額(30万 円) は既に平均的な給与収入に対する所得税額を上回るほど大きく、その税収 ロスも6000億円弱に及ぶこと、更に持ち家と借家における税負担の格差が大き くなりすぎることなどが挙げられた。自社さの政権与党もこうした主張には理 解を示しており、「平成8年度税制改正大綱」では「所得税制として行き過ぎ た面」があるとし、「9年度改正では、経済状況にも十分留意しつつ、住宅に 関する金融・財政・税制の役割分担のあり方や量から質を目指す住宅政策との 関連等を踏まえながら、その適正化に向けた見直しを検討する」と述べてい る。³⁾

平成9年度の税制改正では、こうした拡充と縮減の二つの主張がぶつかり合 う形となり、結局、両者の主張をとる形で改正が行われた。すなわち、消費税 率の引上げがなされる平成9年に居住を開始した住宅に対しては減税額を拡充 する一方で、それ以降に居住を開始する住宅に対しては減税額を少しずつ縮小 させ、平成12年以降は制度をむしろ縮減させる制度改正が決定した。

具体的な制度内容は表3-3-5に示した。平成9年に居住を開始した住宅には、 居住開始後1~3年の期間にローン残高の1000万円以下について2%の税額控 除を認め、年間で最大35万円(1000万円×0.02+(2000万円-1000万円)×0.01+ (3000万円-2000万円)×0.005) の減税を適用するが、それ以降は税額控除を徐々 に縮小、平成12年以降に居住を開始する住宅には6年間の全期間で2000万円以 下に対する税額控除率を1%にし、年間で認める控除額を最大で25万円(2000 万円×0.01+(3000万円-2000万円)×0.005) まで縮減する、というものである。 これによって、平成9年に居住を始めた住宅には6年間で従来よりも20万円大

200	TO SERVINGE CONTRACTOR (1/20 PRINTED)										
	(改)	正前) ——	1		(改正後)						
(居住年)		成8年		平成	9年	_平成	10年_	平成	<u>平成12・</u> 13年		
(控除期間) (借入金年末残高)	[1・2年]	[3~6年]		[1~3年]	[4~6年]	[1・2年]	〔3~6年〕	[1・2年]	〔3~6年〕	[1~6年]	
~1,000万円	1.5%	1.0%		2.0%	1.0%	2.0%	1.0%	1.5%	1.0%	1.0%	
~2,000万円	1.0%	1.0%	\Rightarrow	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	
~3,000万円	0.5%	0.5%		0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	
(限度額) 各年	30万円	25万円		<u>35万円</u>	25万円	<u>35万円</u>	25万円	30万円	25万円	25万円	
合計	160	万円		1807	万円	170	万円	160	万円	150万円	

表 3-3-5 住宅取得促進税制における控除率の改正(平成9年度税制改正)

(出所)『改正税法のすべて』(平成9年版)7ページ。

きい総額180万円の税額控除を認める一方、平成12年以降に居住した住宅への 控除は6年総額で150万円までとされた。

このように、住宅取得促進税制は住宅市場の活性化に活用される一方、その拡張に対しても根強い反対が存在し、それが制度膨張の歯止めとなっていた。なお、この年の税制改正ではほかに、消費税率の引上げが住宅市場に与える影響を緩和する目的で、住宅取引に関する登録免許税や印紙税の負担軽減が併せて実施された(「第7節 間接税(消費税以外)」を参照のこと。)。

(2) 平成11年度税制改正における「住宅ローン控除制度」の創設

こうした住宅取得促進税制における拡充と縮小の綱引きは、平成11年度税制 改正で一気に決着をみる。すなわち、山一證券や北海道拓殖銀行などの金融機 関が破綻する厳しい経済情勢において、当時記録的と言われるほど不動産市場 が落ち込むこととなり、その対応のために住宅取得促進税制は「住宅ローン控 除」と名前を変えて大きく拡充された。以下でこの経緯を検討する。

不動産市場の落込みが急激になった理由の一つに、平成9年4月の消費税率の引上げが挙げられる。消費税率引上げ前の平成8年度には、駆け込み需要で住宅市場が大いに沸いたが、その反動で平成9年度以降の住宅需要は大きく落ち込んだ。先に述べたように、こうした消費税の影響に対しては平成9年度の税制改正で対応もとられたが、駆け込み需要の反動はそれを超えており、そこに金融機関の破綻などによる景気悪化が重なって、更に需要が落ち込んだと考えられる。図3-3-4に新設住宅着工戸数の推移を示したが、平成8年度の163万戸から平成10年度の120万戸割れまで大きく減少し、これが景気の足を引っ張ることとなった。

こうした中で、住宅市場の活性化が重要な政策課題となり、住宅取得促進税制の拡充が行われた。まず平成10年度税制改正で、税額控除の適用を認める際の所得要件が2000万円から3000万円に引き上げられたが、その後、橋本首相が二度目の特別減税を表明した平成10年春の「総合経済対策」で、更に制度が拡充された。具体的な内容を図3-3-5に示している。先に述べたように平成9年度の税制改正では、消費税率の引上げに備えて平成9年に適用される税額控除額を拡充する一方、平成10年以降はそれを少しずつ縮小する制度改正を行ったが、この平成10年春の景気対策では、平成10年から平成12年の間に居住を開始

(千戸) 2.000 1,900 1,729 1,663 1,673 1,665 1.800 1.700 1,510 1,561 1,600 1.485 1,343 1.500 1.400 1.341 1.400 1,180 1.100 1,000 900 800 700 600 500 400 300 200 100 昭和55 56 59 60 61 62 63 平成元 2 3 10

図 3-3-4 新設住宅着工戸数の推移

(出所) 税制調査会「税制調査会関係資料集」(平成11年3月)540ページ、建設省「住宅着工調査 (平成10年度) | により作成。

する住宅に対し、適用する税額控除額をそれぞれ拡充した(詳しくは図3-3-5を参照のこと。)。これによって、平成10年から平成12年に居住を開始した住居に対する6年間の減税総額が、それぞれ10万円ずつ引き上げられた。

しかし、この後も住宅需要は低迷を続けたため、住宅取得促進税制を抜本的に拡充すべきだとする声が次第に高まっていく。具体的には、住宅ローンの利子全額を経費とみなして所得控除する制度の創設要求が強まった。現行の住宅取得促進税制(税額控除)を所得控除に変えれば、高い限界税率に直面する高所得層の負担軽減効果が大きくなるが、これがそうした階層の住宅需要を掘り起こす効果が期待された。ただし、中・低所得者への配慮も欠かせないため、現行の税額控除との選択制とすることが検討された。住宅業界はもちろんのこと、自民党からも制度導入への強い支持があった。4)

しかし、こうしたローン利子の所得控除制度については、政府税制調査会で 慎重な意見が多く出たようである。それに関して「平成11年度の税制改正に関 する答申」は次のように論じている。⁵⁾

図 3-3-5 住宅取得促進税制の改正(平成10年度)

平成9年 居住分 ~3000万円 ~1000万円 ~1000万円 (合計限度額)	1~3年目 4~6年目 控除率 控除率 0.5% 0.5% 1.0% 1.0% 2.0% 1.0% 180万円				2年目 35万円	3年目 35万円	4 年目 25万円	5年目 25万円	25万円
平成10年 居住分 ローン残高 ~3000万円 ~2000万円 ~1000万円 (合計限度額)	(改正前) 1·2年目 3~6年目 控除率 控除率 0.5% 0.5% 1.0% 1.0% 2.0% 1.0% 170万円	⇒	(改正後) $1\sim3$ 年目 $4\sim6$ 年目 控除率 控除率 0.5% $0.5%1.0%$ $1.0%2.0%$ $1.0%$	35万円	2年目 35万円	3年目 35万円 一介一 25万円	4年目 25万円	5年目 25万円	6年目 25万円
平成11年 居住分 ローン残高 ~3000万円 ~2000万円 ~1000万円 (合計限度額)	$egin{array}{lll} 1 \cdot 2 & \mp & \parallel & 3 \sim 6 & \mp & \parallel \\ 2 & \pm & \pm & \pm & \pm & \pm & \pm \\ 0.5\% & 0.5\% & 0.5\% & 1.0\% & 1.0\% & 1.0\% & 160万円 & 160$	\Rightarrow	$1\cdot 2$ 年目 $3\sim 6$ 年目 控除率	1	-35万円· 介 30万円		25万円	25万円	25万円
平成12年 居住分 ローン残高 ~3000万円 ~2000万円 ~1000万円 (合計限度額)	1 ~ 6 年目 控除率 0.5% 1.0% 1.0% 150万円	\Rightarrow	1・2 年目 控除率 3 ~ 6 年目 控除率 0.5% 0.5% 1.0% 1.0% 1.5% 1.0% 160万円	— ∩ —	30万円 一介一 25万円	25万円	25万円	25万円	25万円
平成13年 居住分 ローン残高 ~3000万円 ~2000万円 ~1000万円 (合計限度額)	1 ~ 6 年目 控除率 0.5% 1.0% 1.0% 150万円	\Rightarrow	(改正前と同じ)	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円	25万円

(出所)『改正税法のすべて』 (平成10年版) 180ページ。

この所得控除の方式は、多くの所得を稼得し、より高額のローンを組んで住居を取得した者ほど大きな負担軽減が受けられることや、二次取得者の買換えを促すことが期待できるという点で評価すべきであるとの意見がありました。また、今後はこれまでのように年々賃金が着実に上昇するという事態が期待できない中では、負担軽減の方式として所得控除方式がより適しているとも考えられるとの意見がありました。

しかし、この制度については、各個人の選択に委ねられている所得の処分を所得課税の課税ベースから除くものであるため、課税ベースの浸食につながりかねず、所得税制の根幹に関わる問題があります。また、帰属家賃(持ち家を所有することにより家賃を払わなくてすむことによる利益)が課税されないことのバランスがとれないこと、高額所得者に有利であり、最高税率の引下げに加えて住宅ローン利子の所得控除の適用による更なる負担軽減を受けられるようになること、景気対策の観点から臨時的に導入するとしても、たまたまこの時期に住宅を取得した者だけがローン返済の全期間にわたり特別措置の適用を受けること、節税策として利用され得ること、アメリカを含む先進諸国でも縮小の方向にあることなどから税制上難点があります。

控 除 期 間	1年目~6年目	7年目~11年目	12年目~15年目					
控 除 率	1 %	0.75%	0.50%					
最大控除額	50万円	37.5万円	25万円					

表 3-3-6 住宅ローン控除制度における控除率 (平成11年度税制改正)

控除期間15年間を通じた最大控除額の合計額 587.5万円

(出所)『改正税法のすべて』(平成11年版) 83ページ。

そして最終的に答申は「景気対策の点から、住宅税制の拡充を行わざるを得 ないのであれば、難点の多い住宅ローン利子の所得控除方式によるのではなく、 現行税制〔税額控除〕の拡充による方が適当である」と結論付けている。

このように住宅ローン利子の所得控除には慎重論も強く、結局見送られた。 そして、既存の住宅取得促進税制を大胆に拡充した「住宅ローン控除制度」を 期限2年で創設することとなった。その概要を表3-3-6に示したが、平成11年 から平成12年の間に居住を開始した住宅に対し、15年間で総額587万5000円の 減税を認める制度であり、ローンの対象に土地の購入分も含めることとなった。 居住開始後6年間の税額控除率を一律1%にするなど、税額控除率を比較的抑 える一方で、税額控除を適用するローン残高を3000万円から5000万円に大きく 拡充し、更に控除を認める期間を従来の6年間から15年間にした点がポイント であった。また、制度適用の所得要件は従来どおり3000万円以下とする一方、 これまで240m²とされた住宅の面積要件の上限は撤廃された。

また、(「第8節 土地税制」で述べるように) 前年の平成10年度税制改正では、 地価の下落により土地の売却で発生する譲渡損失の繰越制度が創設されたが、 この損失繰越制度と住宅ローン控除制度の併用が新たに認められた。このよう に、この年の制度拡充は極めて大きかったが、新制度の適用期間は2年とし、 平成13年以降は従来の住宅取得促進税制に戻すこととされた。制度の全体像は 表3-3-7のようにまとめられる。

当時の報道によると、こうした大規模な減税の拡充は、住宅金融公庫の融資 金利の引下げとともに、住宅需要回復に一定の効果を与えたようである。平成 11年3月の新設住宅着工戸数は対前年同月比で実に27か月ぶりに上昇に転じた が、その要因の一つに減税の効果が挙げられた。6) また、平成11年2月1日付 の『日本経済新聞』でも、こうした上昇傾向がしばらく続き、住宅需要が緩や

	居住年が平成9年又は 平成10年である場合				居住年が平成11年又は 平成12年である場合				居住年が平成13年 である場合			
ŧ	空除期間	6	年	間	控除期間		15 年 間		控除期間		6 年 間	
控	住宅借入 金等の年 末残高 ~1,000	1 2	fr: D	2.00/	控	住宅借入 金等の年 末残高 ~5,000	1 6 45 4	1.00/	控	住宅借入 金等の年 末残高 ~1,000	△₩188 1.00 /	
除	万円	$\begin{vmatrix} 1 \sim 3 \\ 4 \sim 6 \end{vmatrix}$		2.0%	除	万円	1~6年目 7~11年目		除	万円	全期間 1.0%	
率	~2,000 万円	全 期	間	1.0%	率		12~15年目	0.5%	率	~2,000 万円	全期間 1.0%	
	~3,000 万円	全 期	間	0.5%						~3,000 万円	全期間 0.5%	
	控除年の 大控除額			35万円 25万円		控除年の 大控除額	1~6年目 7~11年目 12~15年目	37.5万円		控除年の 大控除額	25万円	
じか	控除期間を通 じた最大控除 額の合計額		30万日	Ч	じか	余期間を通 た最大控除 の合計額	587.5万	円	じぇ	余期間を通 た最大控除 の合計額	150万円	

表 3-3-7 住宅ローン控除制度における控除期間、控除率等

(出所)『改正税法のすべて』(平成11年版) 84ページ。

かに回復する確率を5割とした。しかし、すぐに失速する確率も3割とする一方、本格回復に向かう確率は2割とするなど、将来の見通しは依然楽観的とは言えない立場を示している。7

こうした中で、次に問題となったのは、この制度が平成12年末までの期限 2 年で設定されており、その期限切れが迫ったことであった。住宅需要の回復が確かでない中で、住宅ローン控除制度を終了させることに業界などから懸念の声が上がっており、その対応が平成12年度及び平成13年度税制改正の課題として浮上することとなった。

(3) 平成12年度及び平成13年度税制改正について

先に述べたように、住宅ローン控除制度の適用期限は「平成12年末に入居すること」であり、その後は従来の住宅取得促進税制に戻ることになっていた。しかしそこで認められる控除は6年間で150万円であり、15年間で総額600万円近い税額控除が認められる住宅ローン控除制度から見ると、極めて小さな優遇制度となっていた。そのため「平成12年末の入居」を目指した駆け込み需要が

生じ、例えばマンションなどでは少なくともその年の秋には着工する必要があ るとされる一方、それ以降の住宅建設が大きく減少する恐れが生じた。8) そこ で、住宅ローン控除制度を導入した翌年の平成12年度税制改正(平成11年12月) で、早くもその期限延長が論点に浮上した。結局、この税制改正では期限を半 年延長、すなわち控除の適用期限を「平成13年6月末までに入居 | とすること となった。

これによって、議論は平成13年度税制改正に持ち越された。問題の構図は同 じであり、平成13年7月以降は従来の住宅取得促進税制に戻るため、平成13年 春以降の住宅建設が大きく減少する恐れがあった。ただし、景気は少しずつ回 復していたため、大蔵省はその役割を終えたと主張、野党の民主党も財政赤字 を考慮してその打ち切りを主張した。9) 自民党税調にも、「住宅投資を後押し するため減税延長が不可欠だが、導入を決めた2年前に比べ景気は回復してお り、規模縮小はやむを得ない | との意見が多かったという。10)

これに対して住宅業界はその延長を主張したが、それに関して、以下のよう な報道がなされている。11)

「平成12年〕11月初め。都内のある料亭に、大手戸建て住宅メーカーの首脳が 集まり、住宅ローン減税の延長について自民党税制調査会のメンバーへの陳情 作戦を練った。各社にそれぞれ担当を割り振り、何とか口説き落とす狙いだった。 結局、各社の足並みがそろわず、不調に終わったが、ローン減税の延長にかけ る意気込みは相当なものだった。

結局、平成13年度税制改正では、制度を若干縮小した上で、更に平成15年末 まで制度を存続させることで決着した。新制度の概要(表3-3-8)に示したが、 ローンの税額控除を認める期間を15年間から10年間に短縮、控除総額を従来の 総額587.5万円から500万円に縮小したものの、かつての住宅取得促進税制に比

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成13年7月1日から 平成15年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分	1 %

表 3-3-8 新住宅ローン減税制度の概要

(出所)『改正税法のすべて』(平成13年版) 45ページ。

632 第3章 平成8年度から平成12年度の税制

べれば依然、極めて大きな制度であった。こうした実質的な減税の延長に対し、「ほっと胸をなで下ろしている」といった業界関係者の安堵の声が報じられている。¹²⁾

このように、減税額が極めて大きかったため、それをどのように縮減するかは難しい問題となった。結局、平成17年以降、毎年少しずつ制度を縮減させる方法がとられることとなった。

[注]

- 1) 『日本経済新聞』平成8年8月14日朝刊。
- 2) 例えば、税制調査会「平成8年度の税制改正に関する答申」(平成7年12月) 16ページ。
- 3) 自由民主党・日本社会党・新党さきがけ「平成8年度税制改正大綱」(平成7年12月) 44ページ。
- 4) なお、従来から住宅ローンへの減税は金持ち優遇として否定的で、連立を組む自民 党との意見の相違が表面化することの多かった社会民主党(旧社会党)と新党さきが けは、平成10年6月に連立を離脱している。
- 5) 税制調査会「平成11年度の税制に関する答申」(平成10年12月) 9ページ。
- 6) 『日本経済新聞』平成11年4月29日朝刊。
- 7) 『日本経済新聞』平成11年2月1日朝刊。
- 8) 『日本経済新聞』平成11年9月25日朝刊。
- 9) 『日本経済新聞』平成12年12月4日朝刊。
- 10) 『日本経済新聞』平成12年12月8日朝刊。
- 11) 『日経産業新聞』平成12年12月14日。
- 12) 同上。